

日本共産党の内藤隆司です。平成28年度決算総括質疑にあたり、昨年度の事業で今日なお課題になっている問題について以下質問いたしますが、

1. 雇用者報酬について

その前に、雇用者報酬についての遠藤いく子議員の一般質問に対して、知事は「総額は92%だが、雇用者数が減っているなので、一人あたりの雇用者報酬は増えている」という答弁をしましたが、これは事実と違います。今日は、資料を配布させていただきましたが、2004年の雇用者報酬合計額に対して、2014年の雇用者報酬合計額（表の一番下の段ですが）の比率が92%になります。それと比較する一人あたりの雇用者報酬も全産業を通してのもので、表の一番下の段2004年の457万円から2014年の437万円へ、四捨五入の関係があるので、一番下の右端のように19万円減っています。これは認めますね。

富県みやぎの対象は、製造業と情報通信業だけではないのではないですか。特定の産業だけが伸びて、全体が減っている。それを富県みやぎの成果と強弁するのですか。

さらに、雇用者数が全体で3万2千人も減っていることは、県民経済にとって重大ではないでしょうか。1万3千人の雇用を生み出したのが富県みやぎの成果として強調していますが、全体として3万2千人も雇用者が減っている。都合のいいことばかり強調するのではなく、こうした負の側面にもしっかり目を向けないと、政策を誤ることになると思いますが、いかがでしょうか。

2. 大崎市民病院救命救急センター運営費県補助金の大幅削減問題についてです。

昨年度当初予算において、大崎市民病院救命救急センターの県補助金をそれまでの1億2千万円から半額以下の5千7百万円余りに削減する予算が提案されました。それに対して、大崎市などの関係自治体、大崎市議会そして大崎選出の県議がそろって、補助金の現状維持を求め県に働きかけました。私も6月議会において、県が一方向的に補助金を削減することを厳しく批判しました。その結果今年度までは、1億2千万円の補助金が継続されたものの、来年度から段階的に削減し、平成32年度以降は、5千7百万余りになってしまうということになっています。

そこで伺います。1次2次救急体制の不十分さが3次救急である救命救急センターへのしわ寄せとなっている問題、それが大きな赤字の要因になっている問題などの大崎の救急医療が抱える問題は解決されたのでしょうか。

県と大崎市などとの間で、協議をはじめているのは承知しています。その協議に基づき対策を実行し、大崎の救命救急体制の大きな赤字が改善される目途は、まだ立っていないのではありませんか。

知事は昨年2月議会において、「3次救急としての機能が充分発揮されるような体制整備は県の役割」と答弁されています。私には、補助金の削減の道筋がついたことで、体制整備という県の役割を果たそうとしないように見えるが、いかがか。

補助金を増やして充実させるということは可能だと思いますが、補助金を削減して救急医療を充実させるというのは本当に困難だと考えます。結果として、関係自治体の負担が大きくなると思いますが、それについてどう考えているのか。

3. 循環器呼吸器病センター廃止について

循環器呼吸器病センターの廃止は、地域の医療、街づくりに大きな影響を与えています。結核病棟を栗原中央病院の敷地内に建設することになりますが、医師だけでなく看護師についても県が責任をもって確保するということを明言していただきたい。とりわけ看護師については、看護師不足が慢性化している地域のなかにあつて、結核病床に必要な看護師を県が責任をもって確保しなければ、地域医療に大変な迷惑をかけることになってしまいます。いかがでしょうか。

将来にわたって責任をもっていただくようお願いします。結核病棟が増えることに伴い、管理業務、医療事務、検査や放射線業務、水光熱費も増大します。どれだけ増えるかは明確な区分けができるわけではないでしょうが、増えることは間違いありません。こうした目に見えない負担増についても、手当てする必要があると考えますが、いかがでしょうか。

循呼センターは、当時の瀬峰町が土地を買い取り県に寄付して建てられたものだと伺いました。循呼センターは、瀬峰地域をあげての住民の大きな支えがあったからこそ今日まで維持されてきたのだと思います。それだけにセンターの廃止は瀬峰地域の崩壊を招きかねない事態であるということ強く認識していただきたい。

昨年12月瀬峰地区地域づくり検討会がまとめた「提言」は、宮城県に対して循呼センター跡地の活用対策とあわせて、瀬峰駅前から公民館までの県道1号線の歩道設置、瀬峰小学校、中学校前の歩道整備、東北本線跨線橋の拡幅を要望しています。これらの要望は、循呼センターがなくなった後も地域が存続するために不可欠の要望であり、循呼センターを廃止することの条件という位置づけがあると思いますが、県はこれらの要望をどう受け止め、どう対応しようとしているのでしょうか。

私はこれらの要望について、個別に担当課に問い合わせしていますが、その反応は率直に言って冷ややかだと感じました。「県には誠意がない」。瀬峰住民の方から共通して寄せられる声です。「思ったよりうまくいく」という脳天気な知事の認識とは極めて大きなギャップがあります。瀬峰地区が県から見捨てられると多くの住民が思っています。知事が直接足を運び、住民の声をしっかり聴いてほしいと思いますがいかがですか。

11月には応募業者の事業の内容が具体的にされると思います。その時期にあわせて、瀬峰地域の住民の要望や思いにどう答えるのか、知事が直接足を運び説明することを強く求めます。そのときに知事だったらの話ですが、いかがでしょうか。

仙台パワーステーションの問題では、企業の要望を聞くのは当然だという態度でしたが、県立病院を長きにわたって支えてきた地域の声には耳を傾けようと思わないように、真摯に対応していただくよう求めます。

4. 放射性廃棄物焼却処理について

昨年11月の、県は市町村長会議において8000ベクレル以下の放射性物質を含む廃棄物の処理について、焼却処理を行う方針を示し、今年7月には、農林地還元、焼却、焼却を行わない市町村は他圏域からの一般ゴミを受け入れる、という3つの選択肢を示しました。この方針は、市町村に対して焼却処理を押し付けるものではない、焼却するかどうかはあくまで、市町村の判断ということによろしいでしょうか。

現実には、「一斉」に焼却、つまり「よーいどん」で県内同時に焼却を開始するという方針ですから、焼却処理を選択した途端に、それまでに住民の納得と合意が得られていなくても、焼却を開始しなければならない、ということになってしまいます。「一斉」焼却という方針を転換しますか、それとも地域住民の反対の声を押し切って焼却処理を行なえと、市町村に強要しますか。お答えください。

市町村との関係について知事は、「対等協力の関係」と答えましたが、市町村に押しつける権限は県にはありません。「一斉」ということにこだわる必要はないし、市町村と住民の判断に委ねるべき問題で、これ以上県が関与する余地はないと思いますが、いかがでしょうか。

大崎市は、試験焼却を行なう方針を明らかにし、8月20日住民説明会をおこないました。説明会での市民の発言はすべてが反対意見で賛成意見はひとつもありませんでした。大崎中央クリーンセンターから1キロほど離れた場所にある保育園では、園長はじめ保育士や父母など20人が、横断幕を掲げ「子どもを放射能から守れ、焼却するな」の声をあげました。説明会の場がさながら反対集会であるかのような雰囲気でした。この説明会をうけて大崎市は9月議会にモニタリングポストの設置予算を提出することを断念しましたが、このような強い反対の声がある限り、焼却処理をおこなうことはできないと思いますが、知事はいかが考えますか。

大崎市だけではありません。石巻では最終処分場周辺の住民が反対し暗礁にのりあげている現状です。栗原市、登米市など焼却方針をもっていない自治体も少なくありません。大河原町（まち）では焼却反対の署名運動が広がっています。知事は、一部の人が反対していると思っているかもしれませんが、焼却場や最終処分地周辺の住民に限らず、圧倒的多数が反対です。安全性については専門家の間でも大きく意見が分かれており、「安全」という環境省の説明には説得力がありません。そういう状況であっても焼却する方向での住民合意が可能だとお考えでしょうか。

大崎市1市4町の首長会議では、国の農業生産対策交付金制度の活用による「一時保管」施設の設置を選択肢の一つに加えることが、共通確認事項の一つとして確認されました。焼却処理について住民合意を得ることが極めて困難になっている情現状では、「一時保管」を継続するこの方向が現実的だと思います。自治体がこの方向を選択することに県は異議を唱えることはありませんね。

5. 石炭火力発電—仙台パワーステーションについて

村井知事は法律に基づいてやっている。法的に定めがないものにダメとは言えない旨の答弁を一般質問でおこないました。とんでもない発言だと私は思います。また、一般質問において、石炭火力発電が、地球環境や生活環境、住民の健康に大きな悪影響を及ぼすことについての知事の認識が希薄であったことも明らかになりました。

まず、11万2千キロワットの出力ですが、これは環境アセスを逃れるためのものであるとは思いませんか。知事の見解を伺います。

法的には環境アセスを免れることができるからといって、環境などへの悪影響は少なくなるわけでも、なくなるわけではありません。だからこそ、県として必要な対応をとるべきではなかったのではありませんか。

この話が知事のもとにもたらされてから今日まで、知事は、立地自治体とともに小規模火力発電においても環境アセスメントを実施する条例を制定しようとしなかったのは、なぜですか。

今年3月、環境省は「小規模火力発電の望ましい自主的な環境アセスメント実務集」を公表しました。環境省でさえ、自主的な環境アセスメントを実施するよう事業者に助言をおこなうことを求めているではありませんか。事業者に自主的な環境アセスを実施させ、その結果をそのつど公表させることが必要です。いかがですか。

沿岸部に火力発電施設を設置する場合、煙突から排出されたガスが高濃度のまま内陸部に流れていき、地表付近に高濃度の排出ガスが降下するという「内部境界層発達によるフュミゲーション」という現象がおこります。この現象は、北海道の南東部から北関東の沿岸部にかけておこりやすいと言われていています。仙台港はその中心部に位置します。環境省の実務集では「これらの地域で立地を計画する場合は事前に専門家に相談し、フュミゲーション発生時の予測の要否について検討する」と書いてあります。専門家に相談して検討していますか。

法的に定めがないからと言って、事業者に何も言うことはできないということはありません。現に環境対策課が平成26年6月12日、事業者に対して「環境負荷の低減に関する要望」をおこなっています。知事が、県民の立場に立って行動しなかったことが問われているのではないですか。

私は、住民が強く反対しているものを、強行することはできないし、するべきではないと思います。今からでも県民の立場にたって、できることをやるという立場に立つべきだと思います。少なくとも、自主的な環境アセスをおこない、その結果を公表し住民の理解を求め、多賀城市や七ヶ浜町（まち）の2カ所に定点でのモニタリング調査を常時おこなうことは不可欠だと思いますが、いかがでしょうか。

住民の合意という面でいえば、営業運転する条件はないと思います。営業運転の延期を事業者に対して強く求めることが必要です。それについてのお考えをお聞かせください。

6. 女川原発の安全確保について

東北電力は、女川原発で重大事故が起きた時に、放射性物質を含む蒸気を放出し、原子炉格納容器内の圧力を下げる「ベント」について、原発所長の判断で実施し、県など立地自治体には事前に了承を求めない方針を明らかにしました。

原発事故の対応は「止める、冷やす、閉じ込める」が3原則でしたが、今回の東北電力の方針は「閉じ込める」を放棄し「放出する」に変えてしまうものです。原発事故対応の根本を大きく変える東北電力の方針についてどう考えるか。知事に伺います。

ベントは原子炉を守るためにおこなうものです。放射性物質を放出しなければ原子炉を守れないという事故を想定するなら、原発の再稼働などとんでもないということになりませんか。

女川原発2号機には、放射線量を1000分の1程度に低減するといわれる「フィルタベント」が設置される予定ですが、原子炉内部の放射性蒸気ですから1000分の1といっても相当高濃度であり、放出されるべきものではありません。女川原発2号機にはフィルタベントの他に、格納容器内の蒸気をそのまま放出する直接放出ベントがあります。重大なのは、東北電力は、原子力規制委員会の審査会の場で、いざという時には直接放出ベントを使用することを明らかにしたことです。これも、原子炉を守るためにはやむを得ないという立場でしょうか。

放射能の放出にあたっては、県の許可を得ることなく、原発所長の判断で勝手におこなうとしていることはさらに重大だと思えます。これでは、原子炉を守るために県民が放射能にさらされても仕方がないということになってしまうではありませんか。東北電力のこの姿勢に強く抗議すべきではありませんか。

女川原発の再稼働にあたっては、安全性の検証が不可欠だと思いますが、その一方で、いざ重大事故が起きた時には、住民の被ばくを防ぐ手だてがない、県民を放射能から守ることができないのなら、東北電力に原発を運転する資格はない、このことをハッキリ言える県政をつくらなければならないと、強く思います。

私は、村井県政は住民の切実な願いに正面から向き合う姿勢に欠けていると思います。35人以下学級や原発再稼働問題などでは、国がやるべきこととか、国が決めることといって、県民要求に背を向けているではありませんか。石炭火力や上工下水官民連携問題などでは、あまりにも企業依存ではないですか。国や企業の問題を言っているではありません。県の姿勢として主権者である県民が後回しになっていると指摘しているのです。県民が県政の主人公となる県政をぜひつくりたいと思います。村井知事におかれましては12年ご苦労様でした。